

国民健康保険退職者医療制度

2015年6月15日

退職者医療制度が改正されました

退職者医療制度は平成27年3月末をもって廃止されました。

現在すでに退職者医療制度の対象者になっている方は、経過措置により65歳になる月までそのまま対象となります。

対象となる方は次の全てに該当している方です

- ・平成27年3月31日以前に国民健康保険へ加入した方で65歳未満の方
- ・平成27年3月31日以前に厚生年金または共済年金などを受けることができる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降で10年以上ある方

対象となる方は年金証書が送られてきたら早めに手続きをしましょう

手続きに必要なもの

- ・身分証明書
- ・年金証書
- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑

手続きの場所

市役所本庁舎 国保年金課 ・ 各市民センター ・ 北会津支所 ・ 河東支所

退職者医療制度の被扶養者とは

退職被保険者と生活をともにし、おもに退職被保険者の収入によって生計を維持している方です

次の全てに該当している場合は被扶養者となります

- ・平成27年3月31日以前に国民健康保険へ加入した方
- ・退職被保険者の直系尊属、配偶者と3親等内の親族
- ・65歳未満の方
- ・年間の収入が130万円未満の方
- ・60歳以上の方や障がい者の場合は年収180万円未満の方

65歳になると一般の国民健康保険に変わります

65歳になったら、お誕生月の翌月(1日生まれの方は誕生月)から一般の国民健康保険で医療を受けることとなります

また、退職被保険者が65歳になると、その被扶養者も退職者医療制度の対象者ではなくなり、一般の国民健康保険で医療を受けることとなります。

お問い合わせ

- 会津若松市役所 国保年金課
- 電話:0242-39-1249
- FAX:0242-39-1432
-  メール